

「石川県自転車の安全で適正な利用に関する条例（仮称）案」について

1 制定の目的

自転車利用者が加害者となる事故が後を絶たず、全国で高額賠償が請求される事案が発生していることから、自転車損害賠償保険の加入義務化など、自転車の安全で適正な利用に関する条例を制定し、県民が安心して暮らし、活力ある地域社会の実現をめざす。

2 条例の主な内容

(1) 基本理念

自転車の安全利用は、県、県民等が連携協力し、一体となって取り組む。

(2) 責務・役割

県、自転車利用者、市町等の責務・役割を規定

(3) 自転車保険への加入

- ・ 自転車利用者、保護者の保険加入を義務化
- ・ 自転車販売店（小売業）による購入者への保険加入確認、加入の勧奨
- ・ 保険加入を促進するための情報提供

(4) 自転車の安全利用

- ・ 交通安全教育の実施
- ・ 自転車の点検及び整備の推進
- ・ ヘルメット着用（R5.4月から道交法改正により努力義務化）の推進
- ・ 高齢者への対策

(5) 自転車活用の推進

- ・ 自転車を快適に利用できるまちづくり
- ・ 自転車を活用したスポーツ及び観光振興